

3 子どもの人権を尊重する保育・教育

箕面市の保育・教育は、すべての子どもの人権を尊重して行うことを基盤としています。その上で大切なことは、一人ひとりの個性を尊重し、お互いを大切に思いやる気持ちを育み、また、一人ひとりが自分や集団の多様な幸せ(ウェルビーイング)を実現できるように援助していくことです。

そのためには、文化、国籍、性別、生まれ育った環境の違いや障害の有無に関わらず、保育者に「一個の人格を持つ主体」「権利の主体者」として大切にされ、人に対する愛情や信頼感が育まれることが大切です。また、子どもが、自他ともに大切な存在であることを実感し、自己主張のぶつかり合いによる葛藤なども含めたさまざまな体験を通して、自分の感情や意思を表現し、互いに理解できるようにしていきます。保育者は「子どもの権利条約」に明記されているように子どもが権利の主体であるという認識をもち、常に自身の人権感覚と向き合い、振り返りを行うなど、「子どもの最善の利益」を追求することが求められます。

子ども、保護者、保育者、関係機関や地域がよりよいパートナーシップ※1を築き、子ども一人ひとりに配慮された環境の中で、自らの個性や能力が発揮できるよう、子どもたちが「自分らしく生きる」ことを願います。

すべての子どもがともに育つ

一人ひとりの個性を尊重する

- 一人ひとりが大切にされる中で周りの人への信頼感、人に対するやさしさや個性を互いに認め合う気持ちを育む。
- 多様なニーズを抱えた子どもも含めてともに育ち合い、尊重し合う関係性を育む。
- 個々の興味に添った遊びや環境を用意する。(個別最適な学びの保障)

支援保育・教育

気付きから始まる支援

- 基礎的環境整備※2
- 個別の指導計画の作成
- 合理的配慮※3
- クラス運営、園所内での情報共有

支援保育・教育を行うに当たっては年度当初に保護者と連携して個別の指導計画を立案し、個々の特性や一人ひとりのニーズに応じた「合理的配慮」を含めた支援を考え、子どもの状況に応じた保育・教育を実践することをめざします。

関連用語

- ※1「パートナーシップ」▶ 互いに対等につながりあう関係
- ※2「基礎的環境整備」▶ 合理的配慮の基礎となる環境の整備
- ※3「合理的配慮」▶ 障害のある子どもが、他児と平等に人権を享受し行使できるよう、困難さを取り除くための個別の調整や変更のこと